

第16回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

会 議 録

平成17年5月24日(火)開催

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局

第16回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 会議録

開催日時	平成17年5月24日(火) 14時30分開会 16時30分閉会			
開催場所	大信村農村環境改善センター			
委員出欠状況	出席者(委員35名 顧問1名) 欠席者(6名)			
傍聴者	一般5名 報道5名			
職名	氏名	区分	市町村名	出欠
会長	成井 英夫	第1号委員	白河市	
副会長	滝田 国男		表郷村	
	渡部 泰夫		大信村	
	根本 暢三		東村	
委員	大河原 薫	第1号委員	白河市	
	中根 静		表郷村	
	大谷 英明		大信村	
	水野谷正明		東村	
	大高 正人	第2号委員	白河市	
	荒井 一郎		表郷村	
	藤田 清		大信村	×
	西村 栄		東村	×
	十文字忠一		白河市	
	矢口 秀章		表郷村	
	星 吉明		大信村	
	我妻 茂昭		東村	
	辺見美奈子	第3号委員	白河市	
	穂積 栄治		表郷村	
	鈴木 勇一		大信村	
	藤田 久男		東村	×
	和知 繁蔵	第4号委員	白河市	
	大越 喜平			
	柳 恵子			
	和知 玲子			
	金内 貴弘			
	和知 幸男			
	滝田 知守		表郷村	
	緑川 正年			
	深谷美佐子			
	鈴木 克彦			
	添田 勝治		大信村	
	大竹 徳一			
	大戸 文治			
	橋本 良示			
	添田 潔恵			
	鈴木 勝則			
遠藤 公彦				
藤田 小一				
金澤 幸子	東村			
矢田部兼一				
野崎 直実				
星 春男				
顧問	野崎 直実	福島県南地方振興局長		
	星 春男	福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事		×

事務局	事務局長	木村 全孝	次長兼予算電算班長	角田 一郎
	総括次長 (総務・調整担当)	加藤 俊夫	次長兼調整班長	鈴木 昌美
	総括次長 (予算電算・人事組織担当)	中島 博	調整班主任	菊池 功
	総務班長	秦 啓太	次長兼人事組織班長	橋本 浩一
	総務班主任	鈴木 和彦	人事組織班主任	森 健志
	総務班主任	大竹 正紀	人事組織班主任	鈴木 亮
			人事組織班主任	鈴木 正和

第16回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 次 第

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 会 長 成 井 英 夫

4 議 事

(1) 会議録署名人の指名

(2) 報告事項

報告第40号 第15回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について

報告第41号 平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会繰越明許費繰越しの報告について

報告第42号 平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算について

報告第43号 事務組織及び機構の取扱いの具体的調整について【協定項目13】

(3) 協議事項

協議第72号 平成17年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会補正予算(第1号)(案)について

協議第73号 特別職の報酬等調整委員会の設置について【協定項目11】

協議第74号 新市の市章について【協定項目19】

(4) その他

第17回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の開催日程について

その他

5 閉 会

午後 2時30分 開会

事務局総務班長（秦 啓太） 皆様こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第16回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます協議会事務局総務班の秦と申します。よろしくお願いいたします。

会議を始めさせていただく前に、本日の会議に使用する資料について確認をさせていただきたいと思います。

本日の会議に使用させていただきます資料は、皆様方のお手元に事前に送付をさせていただいております第16回会議資料のみとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、会議資料の1ページの次第に沿って会議を進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、委嘱状の交付を行いたいと思います。

今回、委嘱状を交付させていただきますのは、前委員の退任に伴い、本日の会議よりご出席をいただいております白河市選出の大河原委員、十文字委員、辺見委員、和知委員の4名の委員となります。また、協議会顧問につきましても、県の人事異動に伴い、新たに県南地方振興局長に野崎局長様、県広域行政グループ参事に星参事様が着任されておりますので、引き続き顧問としてご支援を賜るべく、ご委嘱をさせていただきます。

なお、委嘱の日付につきましては、大河原委員と野崎様、星様の両顧問につきましては4月1日付、十文字委員、辺見委員、和知委員につきましては、本日付でご委嘱をさせていただきます。

なお、星参事様につきましては、本日は所用によりご欠席されておりますので、別途、委嘱状を交付させていただきたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、司会の方でお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場で委員の皆様、ご起立をお願いいたします。

大河原薫様

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会委員に委嘱する。

委嘱期間は、平成17年4月1日から合併協議会解散の日までとする。

平成17年4月1日

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会長 白河市長 成井英夫

十文字忠一様

以下、委嘱内容が同文となりますので、省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

辺見美奈子様

和知玲子様

続きまして、顧問の方にご委嘱を申し上げます。

野崎直実様

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会顧問に委嘱する。

委嘱期間は、平成17年4月1日から合併協議会解散の日までとする。

平成17年4月1日

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会長 白河市長 成井英夫

以上で委嘱状の交付を終了いたします。

続きまして、本協議会会長、成井英夫よりごあいさつを申し上げます。

会長、よろしく願いをいたします。

会長（成井英夫） 本日ここに、第16回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を開催いたしましたところ、協議会委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、心より御礼を申し上げます。

今ほど、委嘱状の交付をさせていただきましたが、さきの白河市議会議員の改選に伴いまして、新たに市議会副議長となられました十文字忠一様、議会推薦の委員として選任されました辺見美奈子様、さらには住民代表として新たに選任されました和知玲子様におかれましては、改めまして本協議会の運営に対し、積極的なご支援、ご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

なお、福島県南地方振興局長の野崎直実様は、友部前局長様の後任として、また本日ご欠席となっておりますが、福島県総務部広域行政グループ参事の星春男様は、斎須前参事様の後任として、本協議会の顧問にご就任をいただくこととなりました。今後とも、変わらぬご指導を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

さて、合併期日であります本年11月7日まで、残すところあと半年を切ったところでありますが、現在、4市村と合併協議会事務局におきましては、鋭意、合併準備業務が進められております。これまで、本協議会で確認されてきた協定項目の内容を基本として、組織・機構の調整、電算の統合、事務事業の細部にわたる調整等、住民の皆様方の日常生活に直結する項目を最優先に、限られた時間の中で作業が進められておりますが、4市村が一丸となり、万全の体制のもとに新市誕生を迎えることができますよう、職員に対し、さらなる努力を要請しているところであります。

さて、本年度最初の開催となります本日の会議におきましては、平成16年度合併協議会歳入歳出決算について、事務組織及び機構の取扱いの具体的調整について等、4件の報告事項について、また平成17年度合併協議会補正予算、特別職の報酬等調整委員会の設置について、新市の市章についての3件の協議事項についてご審議をいただくこととしております。協議会委員の皆様方の積極的なご支援をお願い申し上げたいと思います。

結びに、本協議会の円滑な運営に対し、ご参会の皆様方のさらなるご理解、ご協力をお願いを申し上げます。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

事務局総務班長（秦 啓太） 会長、ありがとうございました。

続きまして、これより議事に入りますが、協議会規約第9条第4項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、この後の議事の進行につきましては、成井会長、よろしくお願いをいたします。

議長（成井英夫会長） それでは、規約の定めにより、暫時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それではまず、協議会規約第9条第3項の規定に基づき、本日の会議の成立要件について事務局から報告をお願いいたします。

事務局総括次長（中島 博） 本日の委員の出席状況についてご報告申し上げます。

協議会委員40名のうち、出席委員は35名であります。協議会規約第9条第3項に定める半数を超える委員の出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

議長（成井英夫会長） 次に、傍聴席における写真等の撮影及び録音の許可についてお諮りいたします。

本日の会議においては、写真等の撮影及び録音について、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご異議なしとのことですので、本日の会議における写真等の撮影及び録音について、これを許可することといたします。

それでは、これより議事を進めてまいります。

初めに、本日の会議録署名人を指名させていただきます。

会議録署名人として、白河市の大河原薫委員、表郷村の緑川正年委員、大信村の橋本良示委員、東村の我妻茂昭委員の4名の方を指名させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、（2）の報告事項に移ります。

まず、報告第40号 第15回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長（木村全孝） 事務局長の木村と申します。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、資料の2ページをごらん願いたいと思います。

報告第40号 第15回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨についてであります。

次ページをごらん願いたいと思います。

まず、（2）の報告事項といたしまして、まず報告第37号 第14回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について、次の報告第38号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事務局規

定の一部改正について、そして報告第39号 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会合併準備プロジェクトの設置についての3件につきましては、いずれも了承をいただいております。

次に、(3)協議事項についてであります。まず協議第69号 平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会補正予算(第3号)について、次の協議第70号 平成17年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会事業計画について、次の4ページをごらん願いたいと思います。協議第71号 平成17年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出予算についての3件につきましては、いずれも全会一致で承認をいただいております。

報告第40号については以上です。

議長(成井英夫会長) ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました報告第40号について、ご意見、ご質問があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する声なし)

議長(成井英夫会長) ご意見、ご質問がないようですので、報告第40号については事務局から報告のあったとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) ご異議なしということですので、報告第40号 第15回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨については、報告のとおり承認することといたします。

次に、報告第41号 平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いします。

事務局総括次長(加藤俊夫) 協議会事務局総括次長の加藤と申します。よろしく願いいたします。

資料の5ページの方をごらんいただきたいと思います。

報告第41号 平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会繰越明許費繰越しの報告についてでございます。

前回、3月29日に開催されました第15回協議会におきまして、協議会補正予算(第3号)ということで繰越明許費に係る予算136万9,000円についてご承認をいただいたところであります。

今回、平成16年度の決算が確定をし、繰越明許費の額も確定をいたしましたので、協議会にご報告を申し上げるものであります。

内容としましては、株式会社ぎょうせいに191万6,250円で委託をしております新市の例規の立案・策定支援業務につきまして、業務の性格上、合併期日の直前まで業務が継続されるということになりますので、平成16年度に業務が完了した分として54万7,500円を平成16年度で支払いをし、残金の136万8,750円について繰越明許費という形で平成17年度に繰越しをして、業務完了後に支払いを行うもの

でございます。

報告第41号につきましては以上です。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま報告がありましたとおり、54万7,500円については平成16年度、残りについて繰越しをするという議題でございます。

説明に対しまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

（「なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご意見、ご質問がないようでございますので、報告第41号については事務局から報告のあったとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご異議ないようですので、報告第41号 平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会繰越明許費繰越しの報告については、報告のとおり承認することといたします。

続いて、報告第42号 平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長（木村全孝） 資料の6ページをごらん願いたいと思います。

報告第42号 平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算についてでございます。

次ページの7ページをごらん願いたいと思います。

平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算総括表であります。

まず、歳入についてであります。1款1項負担金につきましては、予算現額、調定額、収入済額、いずれも2,933万6,000円となっております。収入未済額は0でございます。予算現額と収入済額との比較も同じく0でございます。

次に、3款諸収入のうち、1項預金利子につきましては、予算現額で1,000円、調定額、収入済額、いずれも114円となっております。収入未済額は0でございます。予算現額と収入済額との比較が886円のマイナスとなっております。

次に、2項雑入についてでございますが、予算現額149万9,000円、調定額、収入済額、同額の150万84円となっております。収入未済額は0でございます。予算現額と収入済額との比較は1,084円となっております。

以上、歳入合計では、予算現額で3,083万6,000円、調定額、収入済額、同額の3,083万6,198円となっております。収入未済額は0でございます。予算現額と収入済額との比較は198円となっております。

次に、歳出についてですが、1款運営費のうち、1項会議費につきましては、予算現額471万9,000円に対し、支出済額410万6,537円、翌年度繰越額0、不用額、それと予算現額と支出済額との比較が

同額の61万2,463円となっております。

次に、2項の事務費につきましては、予算現額726万9,000円に対しまして、支出済額627万9,421円、翌年度繰越額は0でございます。不用額、それと予算現額と支出済額との比較が同額の98万9,579円となっております。

2款1項事業費につきましては、予算現額1,861万3,000円に対しまして、支出済額1,711万2,390円、翌年度繰越額、ただいま報告第41号で説明があった翌年度繰越額でございますが、136万8,750円、不用額が13万1,860円、予算現額と支出済額との比較では150万610円となっております。この150万610円の中には、繰越額の136万8,750円を含んでいるものでございます。

次に、3款1項予備費につきましては、予算現額23万5,000円に対しまして、支出済額、翌年度繰越額、いずれも0でございます。不用額、それと予算現額と支出済額の比較では、同額の23万5,000円となっております。

以上、歳出合計では、予算現額3,083万6,000円に対しまして、支出済額2,749万8,348円となっております。翌年度繰越額136万8,750円、不用額196万8,902円、予算現額と支出済額との比較では333万7,652円となっております。

これらを整理いたしますと、表の下に記載しておりますように、歳入歳出差引残額としまして、収入済額3,083万6,198円から支出済額2,749万8,348円を差し引いた額が333万7,850円となり、これを平成17年度へ繰越しすることになります。このうち、繰越明許費136万8,750円を差し引いた額が純繰越金196万9,100円となったものでございます。

詳細につきましては、8ページ以降の事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

次に、11ページをごらん願います。

監査報告書であります。

平成16年度の監査につきましては、去る5月19日に協議会事務局におきまして監査をいただきましたので、その内容について報告をさせていただきます。

平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算を監査した結果、下記のとおり報告します。

記

1．監査の対象

平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算

2．監査の期日

平成17年5月19日

3．監査をした書類

平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算書、同事項別明細書、通帳及び関係帳簿類

4. 監査の結果

監査に付された平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算書及び同事項別明細書の計数は、関係帳簿と符合し、かつ正確であり、予算の執行も適正であると認めた。

平成17年5月19日

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会長 白河市長 成井英夫様

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会監査委員 田代行孝、監査委員 鈴木庄一、監査委員 高橋由三、監査委員 佐川周太郎

報告第42号については以上です。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がありましたように、歳入のうち雑収入でございますが、これは任意協議会から法定協議会へ移行するときの清算金がほとんどでございます。

歳出につきましては、9ページ、10ページにありますように、明細についてごらんをいただきたいと思えます。

ただいま事務局から説明がありました報告第42号について、ご意見、ご質問がございましたらば、お願いをいたします。

（「なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご意見、ご質問がないようですので、報告第42号については、事務局から報告のあったとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご異議なしということですので、報告第42号 平成16年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会歳入歳出決算については、報告のとおり承認することといたします。

続きまして、報告第43号 事務組織及び機構の取扱いの具体的調整についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局次長兼人事組織班長（橋本浩一） 人事組織班の橋本といたします。

12ページをごらんください。

報告第43号 事務組織及び機構の取扱いの具体的調整について【協定項目13】

事務組織及び機構の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。

平成17年5月24日提出

協定項目の確認内容につきましては、第9回協議会（平成16年11月10日）に提案しまして、第10回（11月13日）の協議会において全会一致で承認されたものです。

具体的な内容としましては、大きな1番としまして、新市の組織及び機構については、以下の事項を基本として、合併時まで調整する。

（1）地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構。

- (2) 住民の声を適正に反映できる組織・機構。
- (3) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構。
- (4) 簡素で効率的な組織・機構。
- (5) 新たな行政課題を見据えた組織・機構。

次に、大きい2番としまして、附属機関等については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併時に一元化する。4市村において独自に設置されているものは、新市において速やかに調整するという調整方針に基づきまして、次のとおり報告いたします。

13ページをごらんください。

白河市の行政組織についてであります。

まず初めに、組織の検討経過ですが、4月6日に第1回のプロジェクト会議を開催しました。その後、分科会といたしまして、事務レベル担当者の会議を開催しまして、その後に部課長レベルの専門部会を開催しました。さらに、5月10日に第3回のプロジェクト会議を開催しまして、素案の策定をしました。その後、5月17日、正副長会議、幹事会において検討され、白河市の行政組織についてが策定されました。

13ページ、1番、基本的な考え方でございますけれども、合併により、窓口サービス等をはじめとした行政サービスが低下するのではないかとという市民の不安を払拭するため、さらには組織名称等の大幅な変更による市民の混乱を避けるためにも、現行の白河市の組織を基本とし、表郷・大信・東庁舎についても、本庁組織と一体性を保つこととします。

ただし、合併による行財政の効率化や新市としての一体化の変化、さらには新たな行政課題などを見定めながら、新市において引き続き精力的に検討を進め、随時見直していくこととします。

基本的事項につきましては、先ほどの調整内容と同じであります。

大きい2番としまして、本庁につきましては、総務部、企画政策部、市民部、保健福祉部、産業部、建設部の6部制とします。主に担う事務ですが、本庁は、市全体の行政施策の企画立案及び調整をはじめとする全般的な事務を行うとともに、旧白河地域住民に対する直接的なサービスを担うということとあります。

具体的には、以下の(1)から(8)の内容となっております。

大きい3番としまして、表郷庁舎・大信庁舎・東庁舎でございます。各庁舎には総務課、市民課、保健福祉課、産業課、建設課の5課制といたします。

主に担う事務としては、各庁舎においては各地域自治区における住民と直結した事務を行うとともに、本庁と密接な連携を図りながら、新市の健全で均衡ある発展を推進するということとございます。

具体的には、(1)から次の14ページの(7)までの内容となります。

続きまして、庁舎における責任体制でございます。

(1)としまして区長であります。区長につきましては、特別職としまして平成22年3月31日まで

の在職となります。区長は、地域自治区内における事務について、所属職員に周知徹底させ、合理的・効率的な職務執行を行うとともに、地域自治区の手務を処理する。また、担当地域自治区に係る運営方針・重要施策の決定及び新市の施策に係る協議・調整に参画するということでございます。

(2)番としまして、事務吏員として庁舎に参与を置くということでございます。庁舎参与は区長を補佐し、その職務を代理するということでございます。

大きい4番は、組織のポイントでございます。

(1)の市長部局としまして、アとしまして、企画政策部の新設ということで、新市における施策調整機能の重要性に鑑み、現在の総務部から企画調整等の部門を独立させ、「企画政策部」を新設するということでございます。

具体的には、企画政策部を秘書課、企画課、広報情報課の3課体制としまして、具体的に次のような事務を担当させることとします。

秘書課につきましては、市長、助役の秘書等であります。さらに、地域自治区との調整、政策調整会議等に関すること。この政策調整会議につきましては各地域自治区区長並びに主要担当部長等を想定している会議でございます。

企画課としまして、総合計画の策定、新市まちづくりプランの進行管理等を担当します。さらには、白河地域の地域振興に関することを担当します。

広報情報課につきましては、広報、電算、統計等であります。

として、旧市村における地域振興を図るために、本庁及び各庁舎に「地域振興係」を配置いたします。

イとしまして、本庁各部と庁舎各課の対応でございます。これにつきましては、本庁と庁舎の一体性を保ち、わかりやすい組織とするために、本庁の部と庁舎の課の名称及び業務分野を対応させております。ただし、本庁の総務部、企画政策部につきましては、庁舎では総務課という対応になります。

ウとしまして、係の充実です。としまして生活保護業務の増加に対応するために、保健福祉部社会福祉課に「保護係」というものを独立させるということでございます。としまして、消防防災業務の調整機能強化のために、市民部生活環境課に「消防防災係」を独立させるということでございます。

(2)としまして、教育委員会部局でございます。芸術文化業務を生涯学習課から文化課に移管しまして、文化課を現在の4係から3係に再編するというものでございます。庁舎につきましては、教育委員会部局におきましては、「学校教育課」と「生涯学習課」の2課制とすることでございます。

(3)としまして、会計部局・農業委員会事務局につきましては、各庁舎に「分室」を配置するということでございます。

(4)としまして、水道事業所につきましては、各庁舎に「分所」を配置するということでございます。

15ページに市長部局、16ページに教育委員会部局、17ページに会計部局、水道事業所、農業委員会、議会等各種委員会の具体的な組織図がございますのでご覧ください。

18ページには、現在想定される新しい市の事務組織、事務分掌の概要を掲載しております。これにつきましては、これからも今後引き続き検討を加えていくということをご報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございました。なかなか聞きなれないような言葉も出てくるのではないかと思いますので、忌憚のないご意見、ご質問をお願いいたします。

矢田部委員さん、何かございませんか。

矢田部兼一委員 東村の矢田部です。

例えば、東庁舎の中で建設課というのがありますけれども、この中では例えば今まで東村で行っていた入札関係とか、そういったものは今までどおり各庁舎で行うようになるのでしょうか。

議長（成井英夫会長） ただいまの質問でございますけれども、今、正副会長の中において基本的に住民に密着したものについては行う必要があるだろうと。ただ、どこの範囲まで、どういうふうにしていくかということは調整中でございます。

ただ、住民に身近な道路、農業の排水などについては、各庁舎において執行していくようになるだろうと想定しているところでございます。内容等の具体的なことについては、今後、正副会長で詰めさせていただきたいと思っているところでございます。

荒井委員さん。

荒井一郎委員 表郷の荒井です。

この自治区の区長制についてちょっとお聞きしたいのですが、区長の権限ですね、今の矢田部委員さんの質問にも関連すると思うのですが、区長の権限はどの辺まで与えて、その地域自治区でできるのか、大変難しい問題ですが、その辺決まっているとすれば、お知らせ願いたいと思います。

議長（成井英夫会長） 組織図を見ていただきたいと思います。15ページでございます。

その中におきまして、ご存じだと思いますが、区長は、助役と共同してお互いに話し合っ進めていくというような、正式にいきますと、区長というのは助役の指導のもとにと書いてあります。

しかし、今後の組織体制の中においては、政策調整会議等を設けまして、担当部長も中に入れまして、地域の課題や将来の発展性を見据えた上で協議していくという形になっていく、そういう立場になっていくのではないかと思います。

ほかにごございませんか。

藤田小一さん、ありませんか。

藤田小一委員 はい。

添田潔恵さん、ありませんか。

添田潔恵委員 はい。

添田勝治委員さん、ありませんか。

添田勝治委員 大信の添田であります。

今、荒井委員がお話された自治区の区長という立場にどれだけの権限があるかというような質問ありましたけれども、私もその辺をちょっとお聞きしておきたいなというふうに思います。

助役の指導の下とか、政策調整会議等の答弁がありましたけれども、本来ならば村としての自治区としては、やはり一番信用するのが自治区の区長なんです。その区長がどれだけの権限があるかというのは、荒井委員と全く私は同感でありまして、この権限をどの権限までかということ、今、市長から答弁がありましたけれども、助役と同等ではないけれども、同等ぐらいの権限があるということに理解しているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（成井英夫会長） 区長というものが、今回の合併新法においてどのような位置づけかということ、助役の指導のもとでと書いてございます。しかし、そういうことであるという場合に、やはりそれぞれの各村の、また旧白河市の問題もございまして、合併した後、4市村のそれぞれの意見を反映するということが重要であるということは、常々、正副会長の中で話し合っております。

でありますので、基本的には合意形成をしていくものも数多くあることから、先ほど秘書課の政策調整係のところから政策調整会議等に関するところが出ておると思いますが、そういう中で十分に話し合っていく必要があるだろうと、正副会長では意見が出ているところでございます。

深谷美佐子委員、どうぞ。

深谷美佐子委員 表郷の深谷です。

この題目で質問していいかどうか、ちょっとわからないのですけれども、この組織図を見ますとたくさんさんの、総務部でもたくさん分かれていて、係も分かれていて、結局、庁舎に用があって行っても、複数の部をまたがった手続きをしたいとかというときに、総合窓口みたいなものを設ける意思はあるのかどうか。今銀行でもカードで支払うと手数料安いからというふうに助言するようなサービスの方がいますので、ぜひ各庁舎にも、そのようなこの質問は何課、何課というふうに案内していただけるような総合的に知識のある方を置いていただきたいと思います。

議長（成井英夫会長） ただいまの質問の中の総合窓口について、白河市は今年の1月4日から275項目について総合窓口で取り扱いを行っているところでございます。全体的に総合政策的なものが本庁機能ということになりますので、省かれるものがあるかと思いますが、住民に直接関与するものは、ほとんど可能であろうと考えております。そういうことの設置に向けて、今お話のとおり正副会長会議の中においては、前向きにとらえていくということで考えております。

ほかにありませんか。

滝田委員さん、ありますか。

滝田知守委員 産業部に商工課というのがありますね、商工観光課に商工労政係というのかな。そ

れで、村部では商工会なんです、市では商工会議所なんですよね。その辺の指導はどういうふうになっていくのか、ちょっとお聞きしたいんです。

議長（成井英夫会長） 基本的には、1市においては商工会議所という組織体系になるというのが原則であろうかとは考えておりますが、商工会議所、商工会においては、前に橋本委員からも商工会をできるだけ残してほしいというご要望もあったと記憶しております。そういう中において、本日、白河市の商工会議所会頭になっております和知委員さんもいらっしゃいますので、その辺はお互いの商工会議所と商工会の中において、十分な打ち合わせをしていただくことが重要だというふうを考えているところでございます。

滝田知守委員 1つになって、商工会議所になれば、一番いいかと思うのですが、それぞれに商工会には指導員が各商工会に1人なり2人おりますよね。そんな中で、今後の課題になるかと思いますが、その辺もよろしくお聞きしたいと思っております。

議長（成井英夫会長） 今のご質問の中の件において重要なことというのは、今それぞれの会の中においての予算の措置が、国がだんだん整理統廃合しようという考えがございます。例えば、農業委員会でも人件費の抑制ということを明確に打ち出してきております。ですので、そういうことも踏まえて、商工会議所並びに商工会が協議、検討していくのではないかと考えているところでございます。

滝田知守委員 はい、了解しました。

議長（成井英夫会長） 柳委員、ありませんでしょうか。

柳 恵子委員 表郷、大信、東の方の生涯学習課の中に、生涯学習係とスポーツ健康係というのがあって、また白河市の本庁の方にも生涯学習係とスポーツ健康係というのが別にあるのですが、この関連性はどのようになるのでしょうか。

議長（成井英夫会長） 中島次長。

事務局総括次長（中島 博） 教育委員会部局の各地域の課、それから係なんです、基本的に市長部局と同じように各地域においても、これまでやってきたようなサービスは基本的に残すという考え方ですので、本庁で総括的な部分、それから旧白河に係る部分は行いますが、各地域においても、それぞれの分野でこれまでやってきたことのうち、庁舎で残すという業務はそちらでやりますので、その地域内のことをやっていただくと、それを本庁の係の方で総括するという形になります。

柳 恵子委員 つながりは、何らかの形であるということによろしいですか。

事務局総括次長（中島 博） 市長部局の本庁と各庁舎と同じように、それぞれの地域でやったことを本庁の各課、生涯学習課だったら本庁の生涯学習課の方で総括的な部分はやるということになりますので、当然お互いに連絡しながら、最終的には本庁で総括するというつながりを持ってやっていくようになります。

柳 恵子委員 ありがとうございます。

議長（成井英夫会長） これにつきましては、教育長も入って討議をしております、そのような

体制に連携を持っていくということの原則でやっているというふうにお伺いしておるところでございます。

和知委員さん、ありませんか。

和知繁蔵委員 和知です。

先ほど、滝田委員から村の商工会と市の商工会議所のことについて発言がありましたが、私どもとしても商工会といろいろと連携をとりながら、できれば一緒になれば、なおいいことでありますし、またその地域、地域でそれぞれの考えがあることですから、とにかく初めはお互いに連携をとりながら、そして行政と車の両輪のように一緒になって地域の振興を図っていききたいと、そのように考えていますので、滝田委員、よろしくご了解いただきたいと思います。

議長（成井英夫会長） それでは、議会の方から出ている委員の皆様の方からご発言があるでしょうか。

矢口委員さん、お願いいたします。

矢口秀章委員 表郷の矢口でございます。

6部制となるということなのですが、同じ欄に庁舎参与という印刷関係で並べてあるのか、参与の権限は部長同等の権限になるのか、この辺をちょっとお尋ねしておきたいと思うのですが。

議長（成井英夫会長） 参与は部長相当職でございます。その中において、庁舎の区長を補佐するということの重要性をかんがみ、各庁舎に部長職を置くということで提案させていただいているところでございます。

矢口秀章委員 了解しました。

議長（成井英夫会長） 実は一番、正副会長で頭をひねったのは、この庁舎参与という名前がいいのかどうかということが、実は本当の話を言いますと、今、矢口委員さんがおっしゃった意味の中であるんだと思いますが、本当はこれが頭痛いところだったんです。ちょっと表現的にして難しい部分がありましたので、そういうふうなところで庁舎参与というふうな名前にさせていただいたわけでございます。

もし、皆様の方から、こういう名前がいいのではないかと具体的なものがあったら、ご発言していただければありがたいと思います。

議会の委員の方々の方からはありませんか。

鈴木委員。

鈴木勇一委員 鈴木です。

農業委員会の部分なのですが、現在1市3村でやっているわけですが、合併後に在任特例というものがあると聞いております。その中で、1市3村の全員の農業委員の数は数多いと思うんですよ、公選、推薦委員として。合併後、1市3村全部でやるのか、今までどおりの各市、村の部分でやるのか、その後は32という定数があるのですが、その前の農業委員会の会議はというふうに進め

るのか、ちょっとお聞きしたい。

議長（成井英夫会長） 鈴木次長。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 農業委員会の委員の在任特例につきましては、選挙による委員のみが在任特例になります。そのために現在、農協、共済組合それから議会推薦の選任委員については11月6日で失職します。新たに、11月7日から新市において、農協、共済組合、議会推薦それから土地改良区の方から選任委員を選出することになりますので、それらを含めた全員で1つの農業委員会を構成して、全体の会議を開催していくという考え方になると思われま。

鈴木勇一委員 7月に農業委員会改選になるんですよ。そうすると11月7日、それまでの任期だということですか。

議長（成井英夫会長） 次長。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 7月に改選がございます。4市村においては、7月の段階で再度、選任委員をそれぞれに選出していただきます。その方々の任期は11月6日までということになりまして、11月7日からは新白河市一つで選任委員を選任するという形になります。

よろしいでしょうか。

他にございませんか。

（「なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） それでは、再度諮ります。

皆様の方から、ほかにご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

（発言する声なし）

議長（成井英夫会長） ないようでございますので、報告第43号について、ただいま事務局の方から説明がありましたとおり、この案において承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご異議ないようですので、報告第43号 事務組織及び機構の取扱いの具体的調整については、報告のとおり承認することとさせていただきます。

次に、協議事項に移らせていただきます。

協議第72号 平成17年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会補正予算（第1号）(案)についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長（木村全孝） 資料の22ページをごらん願います。

協議第72号 平成17年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会補正予算（第1号）(案)についてであります。

提案内容といたしましては、歳入歳出予算としまして、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,080万3,000円とするもので

す。

第2条、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

なお、今回追加します146万9,000円につきましては、先ほど報告第42号で説明しました平成16年度繰越金196万9,100円のうち、既に当初予算に50万円を計上しておりますので、その50万円を差し引きしました残額であります。

次ページをごらん願います。

第1表 歳入歳出予算補正のうち、まず歳入についてであります。

2款繰越金、1項繰越金につきましては、補正前の額が50万円、今回の補正額146万9,000円、合わせまして196万9,000円となるものです。

以上、歳入合計では補正前の額933万4,000円、補正額146万9,000円、合わせまして1,080万3,000円となったものです。

次に、歳出についてであります。

2款1項事業費につきましては、補正前の額386万3,000円、今回の補正額87万5,000円、合わせまして473万8,000円となるものです。

次に、3款1項予備費につきましては、補正前の額10万円、今回の補正額59万4,000円、合わせまして69万4,000円となるものです。

以上、歳出合計では補正前の額933万4,000円、今回の補正額146万9,000円、合わせまして1,080万3,000円となったところでございます。

なお、事項別明細書は24ページ以降に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

25ページをごらんいただきたいと思います。

3の歳出をごらんいただきたいと思います。今回補正します146万9,000円の計上区分についてであります。

まず、2款1項事業費の1目事業推進費のうち、今回、11の需用費の印刷製本費で65万円を計上しております。これは、当初計上しました市章の募集チラシと合併ハンドブックの不足分を計上したものであります。

次に、13の委託料としまして22万5,000円を計上しております。これは、新市市章商標類似調査委託として22万5,000円を計上しておるものでございます。これにつきましては、この後、協議第74号に提案しております新市の市章募集に関連しまして、第3次選考後の3作品について商標類似調査について委託をしようとするものでございます。

そのほか、59万4,000円につきましては、予備費に計上しようとするものであります。

協議第72号については以上です。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がございました協議第72号について、皆様からご意見、ご質問をお願いいたします。

(発言する声なし)

議長(成井英夫会長) ご意見がないようでございますので、協議第72号についてお諮りさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) 異議なしということでございますので、諮らせていただきます。

協議第72号については、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) ご異議ないようですので、協議第72号 平成17年度白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会補正予算(第1号)については、提案のとおり承認することといたします。

続きまして、協議第73号 特別職の報酬等調整委員会の設置についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局総務班長(秦 啓太) 協議第73号 特別職の報酬等調整委員会の設置について、26ページになります。

本委員会につきましては、昨年10月7日、第7回協議会において、協定項目7 特別職の職員の身分の取扱いの中で、その設置について確認をいただいております。その調整内容につきましては、26ページの下段の方の枠組みの中に書いてございます。

今回、その調整方針に基づきまして、27ページ以下、特別職調整委員会の設置要綱という形で提案をし、承認されれば、調整委員会の方を設置し、特別職の報酬等について協議をいただくという内容でございます。

要綱の主要な部分のみ説明をしたいと思います。

まず、第2条になりますが、委員会の所掌事項としまして、協議会会長から諮問された別表、28ページに掲げてあります特別職の報酬等の額について調査、審議等を行うということで、28ページの別表の方をごらんいただきたいと思います。まず行政執行者として市長、市長職務執行者、助役、収入役、教育長、水道事業管理者、地域自治区の区長といったもの、それから行政委員会の各種委員、そして議会の議員及び附属機関として審議会、委員会等、その他協議会会長が特に必要と認める特別職の委員の報酬等について調査、審議を行っていただきます。

第3条の組織になりますが、委員会は委員12名をもって組織したいというふうに考えております。この内訳といたしましては、白河市、表郷村、大信村、東村から各3名ずつの学識経験者を推薦いただき、協議会会長が委嘱をいたします。

なお、委員は諮問に係る答申が終了したときは、解任をされるものとなります。

続きまして、第5条の会議になりますが、会議につきましては委員長が招集し、委員長はその会議

の議長となつていただきます。おおむね会議回数といたしましては、2回ほどを予定しております。

続いて、29ページの方をごらんいただきたいと思いますが、今後の報酬等調整委員会のスケジュールの案でございます。本日の協議会において、要綱が承認されれば、6月中に各市村から調整委員会の委員の推薦をいただくように考えております。7月上旬に1回目、下旬に第2回目の調整委員会を開催し、8月上旬に審議結果の答申を会長の方にいただき、8月30日に予定しております第18回協議会で、その結果について報告をしたいというふうに考えております。

以上、簡単ではございますが、協議第73号 特別職の報酬等調整委員会の設置について提案を申し上げます。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

28ページのその他協議会会長が特に必要と認める特別職というのには、どのようなものがあるかといえますと、例えば都市計画審議会、景観形成とか、そういうものもある市もございませう。また、水道料金の審査のために設置する場合もございませう。そういうふうなものも、その他に含まれてくるわけでございますので、ご了解のほどをお願いをいたしたいと思ひます。

ただいま説明がありました協議第73号につきまして、皆様からご意見、ご質問等をお願いいたします。

鈴木委員。

鈴木克彦委員 表郷の鈴木です。

26ページの一番下の囲みの部分なんです、そのうちの2番、こういった場合によく「類似団体等の状況を参考とし」という文言は結構出てくると思うのですけれども、こういったときの類似団体を選ぶ、そういった基準とか、そういうやつはあるのでしょうか。もしあれば、教えてください。

事務局総務班長（秦 啓太） ただいまの類似団体等ということですが、新市の人口が6万6,000人程度になりますので、同規模の人口もしくは財政力を持った市を類似都市として参考とさせていただきます。

また、そのほかに、類似団体等の中にも含まれると思ひますが、現在、福島県内の市が田村市を含めて11市ございませう。その辺の状況も参考にしながら、白河市の例を基本に調整を行っていくという方針でございます。

議長（成井英夫会長） 鈴木委員。

鈴木克彦委員 わかりました。ありがとうございます。

議長（成井英夫会長） そのほかございませうか。

（発言する声なし）

議長（成井英夫会長） 委員会は、各市村3名ずつの12名で設置されることになります。29ページのスケジュールの各市村からの推薦を6月10日頃を目安にお願いしたいと思ひます。

そのほかございませうか。

(発言する声なし)

議長(成井英夫会長) なければ、協議第73号についてお諮りしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) 異議なしということでございますので、協議第73号について提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) ご異議ないようですので、協議第73号 特別職の報酬等調整委員会の設置については、提案のとおり承認することとさせていただきます。

続きまして、協議第74号 新市の市章についてを議題といたします。

皆様方の方に市章、それぞれの4市村あります。それについての協議でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

鈴木次長。

事務局次長兼調整班長(鈴木昌美) 事務局調整班の鈴木でございます。よろしくをお願いいたします。

資料の30ページから説明させていただきます。

協議第74号 新市の市章について

新市の市章について、次のとおり提案する。

新市の市章については、「新市市章募集要領」を定め、募集を行い、「新市市章候補選考基準」及び「新市市章候補作品選考手順」に基づき、白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会において選定する。

新市の市章につきましては、昨年7月22日の第2回合併協議会におきまして、協定項目19の慣行の取扱いにおいて、下段の表のとおり承認をいただいております。このうち、1番の市章については、新市発足までに公募により選定し、新市において制定するという協議方針でございますので、この公募について今回提案を申し上げるものです。

31ページに新市市章の募集要領がございます。要点のみ申し上げます。

大きな2番の募集の基準でございますが、(2)市旗、バッチ等にも使用できるデザインであること。

(3)用紙の地色を含め4色以内であることということで、色を段階的に変化させるグラデーション等は不可とするということです。

それから、(5)ですが、自作の未発表作品で、他の市町村の章や他の商標等と類似しないものというのが条件となります。

大きな3番、応募の方法ですが、(1)応募資格につきましては、全国公募ということで、だれでも応募できるものとして、1人何点でも応募可能とするということでございます。

(2)ですが、応募は専用の応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4判白色用紙を縦

長で使用し、用紙1枚につき1作品とするということでございます。基本的な応募用紙としましては、34ページの様式になります。この様式につきましては、新市の市章の募集のチラシの裏側に印刷しまして、募集チラシと応募用紙が一体となったものということになります。この応募の用紙につきましては、協議会、それから4市村のホームページの方からダウンロードして入手できるような手法をとるようにしております。

(3)ですが、応募用紙には、デザインの趣旨、100字以内になりますが、それらを含めた関係事項を記載すること。

(4)応募は、持参又は封書による郵便のみと、こういうことでございます。

(5)応募先は、合併協議会事務局となります。

大きな4番の募集期間ですが、6月1日から6月30日までの1カ月を予定しております。

大きな5番の広報活動ですが、募集期間中、合併協議会だより、合併協議会ホームページ、4市村の広報紙及び4市村のホームページに掲載するとともに、募集チラシを作成し、4市村全戸に配布するという予定をしております。

なお、チラシにつきましては、白河市及び近隣の高等学校、それから4市村の中学校へ配布を予定しております。また、全国誌であります月刊の公募ガイドの方への掲載も予定しております。

32ページになります。

公募についての懸賞でございますが、採用作品については最優秀賞としまして賞金20万円、それから最終選考に残った最優秀賞当選者以外の2名には、優秀賞として各3万円を贈呈いたします。

著作権等につきましては、ここに記載のとおりですが、採用作品に関する一切の権限は合併協議会、それから合併後の新白河市に帰属するということでございます。

10番の方に、今後の市章制定のスケジュールを記載しております。

まず、本日の協議会におきまして、この募集要領等の承認をいただいた後に、今後の作業を進めていくこととなりますが、本日、新市の市章公募選考委員会委員について、後ほどこの案が承認されれば、この会場で委員の選定をいただくという予定をしております。

募集広報関係ですが、本日以降、承認された後に、先ほど申し上げました内容で募集広報を行ってまいります。6月1カ月間、デザインの募集を行います。6月30日付で募集の締め切りをしまして、その後、事務局の方で受付の審査を行います。この受付の審査につきましては、募集の条件を満たしているか、または必要事項を記載しているか等について、事務局の方で事務的な審査を行います。

33ページですが、選考については第1次選考から最終選考までの4段階で選考を予定しております。

まず、第1次選考につきましては、合併協議会の幹事会の委員8名でございますが、それと事務局によりまして、全作品の中から100点を選考するという予定をしております。それらに基づきまして、第2次選考は7月22日に予定されております第17回合併協議会の会議の前段に、市章公募選考委員会の皆様にお集まりいただきまして、その中で100作品の中から10作品を選考していただくという考え方

でございます。委員会の設置要綱については、後ほど説明させていただきます。

その後、同日の協議会、7月22日の協議会におきまして、100作品から10作品に選考した中から、協議会委員の全員の皆様によりまして3作品を選考するという予定であります。3作品が選考された後に、類似商標等の調査ということで、4週間程度予定しておりますが、全国の他の市町村の市町村章との類似、それから商標登録等との類似について調査をいたします。これについては専門の業者への委託を予定しております、先ほど補正予算に計上しております22万5,000円でございますが、現時点での見積もりによりますと、おおむね1作品当たりの調査に見積もりで7万5,000円程度という見積もりが出ております。そのため、今回の補正予算では3点を予定しておるために22万5,000円の金額を計上しております。もし、類似等の作品があった場合には、第3次選考の中の次点のものを繰り上げるという考え方であります。

最終選考ですが、類似商標等の調査を終えまして、第18回協議会、8月30日に予定されておりますが、この中で3作品の中から1作品を決定していただくという予定であります。

その後、9月、10月のおおむね2カ月程度を予定しまして、デザインの補正、それから今後、市章についてパソコン等におきまして使用しやすいようにするため、データ化の作業がございます。それから、11月7日の新市発足時におきまして、新市の新しい市章の旗の作成、それからパネル等の作成を予定しておりますので、その期間としておおむね2カ月程度を確保したいという考え方であります。

その後、一応最終協議会として予定されております10月25日に入賞者の表彰を行いまして、合併の日の11月7日に市章の告示を行って制定するという予定をしております。

35ページの方をごらんください。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会市章選考委員会設置要綱でございます。

第2次選考を行っていただく委員会でございますが、第2条の所掌事項です。選考委員会は、別に定める市章デザイン選考手順に従い、応募された市章デザイン候補作品の選考を行い、その結果を協議会に報告するというところでございますが、別に定める市章デザイン選考手順というのは、37ページの方でございます。先ほど申し上げました第1次から最終選考までの4段階の中で、第2次選考に係る部分をこの選考委員会で行っていただくという予定であります。

選考委員会の委員構成、組織ですが、第3条にございますが、(1)番の協議会規約の第7条第1項第1号といたしますのは、助役もしくは助役を置かない市村においては当該市村長の指定する者ということでございます。(2)番の第7条第1項第2号、または第3号というのは、議会議員の中から各市村1名を選んでいただきます。(3)番は、住民代表委員の中から各市村2名、合計各市村4名、全16名で組織を構成します。

それから、選考委員会については委員長が招集するというところでございます。

第7条ですが、報告です。委員長は、選考会の選考結果について、協議会に報告しなければならないということですが、

続きまして36ページ、選考基準でございますが、この選考基準につきましては、全国で市章の募集が行われておりますが、おおむね一般的に表現されている基準と同等のものを記載しております。

それから、37ページは新市市章候補作品選考手順で、先ほど申し上げました第1次選考から最終選考までの手順の詳細な部分について記載しておるものでございます。第2次選考についてですが、選考委員会における選考につきましては、100作品の中から10作品を投票により選考していただきます。投票の方法は、各委員がそれぞれ5作品を順位を付して選考して、それぞれに点数化して点数の上位10点を選考するという考え方です。

次に、第3次選考は、協議会全員の方に選考をお願いするわけですが、10作品の中から3作品を選考しますので、それぞれ投票により3作品を選考して点数化していくという方法になります。類似商標調査の後に、最終選考としまして協議会全員によりまして、3作品の中から1作品を選考していただいて、残りの2作品が優秀作という形になります。このような選考手順を予定しております。

38ページですが、これは福島県または全国の中での公募に関する先進事例です。那須塩原市のみ3市町の中での募集ということで、全国公募ではないのですが、全国的には、ほぼ9割以上の協議会が、制限なしの全国公募となっております。

応募数ですが、それぞれの状況にもよるかと思いますが、おおむね500～600から、多いところでは2,000点強までの応募状況があるというような状況です。各賞、賞品等についても、20万円程度が一般的な金額、それから2点から5点ぐらいの間で各優秀賞を設けているというような実態がございます。

選定委員会については、それぞれが選考委員会等を設けておりますが、二本松についてはすべて事務局もしくは正副会長の中で選考を行うという予定をしておるようです。

それから、39ページの方ですが、決定時期、それから制定方法ですが、ほとんどの事例におきまして協議会で決定して、新市で告示を行って制定するというような方式が多いようです。

参考までに、一番下の方に那須塩原市、それから筑西市、北杜市、光市のデザインを掲載しております。

40ページの方ですが、県内の合併協議会における新市の市章の制定の状況です。県内におきましては、当協議会のほかには二本松・東北達地方、それから南相馬の2つの協議会が合併時までに公募で制定するというような考え方をしております。そのほかにつきましては、合併後に制定するというような協議方針になっております。若松、須賀川につきましては編入合併ということで、それぞれ会津若松と須賀川の市章をそのまま継続しております。

以上、新市の市章に関する提案の説明です。よろしくお願ひいたします。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がありました協議第74号について、皆様からご意見、ご質問をお願いいたします。

これは旗でも何でもずっとつきまといますから、どうぞ遠慮なく言っていただきたいと思います。ありませんか。

(発言する声なし)

議長(成井英夫会長) それでは、ご意見がないようでございますので、協議第74号についてお諮りしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) それでは、協議第74号について提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) ご異議なしということですので、協議第74号 新市の市章については提案のとおり承認することといたします。

ただいま皆様にご承認をいただきました新市の市章の選定については、次回、第17回の合併協議会開催日の午前中に選考委員に選ばれました委員の皆様方に第2次選考をしていただくこととなりますが、本日、各市村で市章選定委員会委員を選任していただきたいと思いますので、暫時休議といたします。再開は4時15分といたしますので、そのときまでに決めていただきたいと思います。各部屋は準備されておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

暫時休議といたします。

午後3時55分 休議

午後4時15分 再開

議長(成井英夫会長) それでは、再開をいたします。

市章選考委員となられましたお名前を事務局から報告をお願いいたします。

鈴木次長。

事務局次長兼調整班長(鈴木昌美) それでは、4市村の方から新市の市章選考委員について推薦いただきましたので、報告いたします。

まず、1号委員につきましては、白河市 大河原薫委員、表郷村 中根静委員、大信村 大谷英明委員、東村 水野谷正明委員です。2号、3号委員ということで議会議員ですが、白河市 辺見美奈子委員、表郷村 穂積栄治委員、大信村 藤田清委員、東村 西村栄委員です。4号委員は各市村2名ですが、白河市 柳恵子委員、金内貴弘委員、表郷村 深谷美佐子委員、鈴木克彦委員、大信村 橋本良示委員、添田潔恵委員、東村 遠藤公彦委員、矢田部兼一委員、以上16名の方々です。

なお、選考会につきましては、7月22日の午前10時を予定しておりますが、時間等の通知につきましては、追って連絡を差し上げます。

それから、選考委員会の要綱には委員長、副委員長となっておりますが、この互選につきましては7月22日の選考委員会において決定させていただきますので、次回の選考委員会については会長名で案内を差し上げる予定をしております。よろしくお願いをいたします。

議長(成井英夫会長) ありがとうございます。

ただいま選考されました委員の皆様方には、大変公務お忙しいとは思いますが、午前中に招集がかかりますので、日程の調整をくれぐれもよろしくお願いを申し上げます。特に、7月22日は夏休みに入って、その前の前あたりが連休になりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、その他に入らせていただきます。

第17回協議会の開催日程を事務局から説明していただきたいと思います。

局長。

事務局長（木村全孝） それでは、41ページをごらん願いたいと思います。

第17回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の開催日程についてでございます。開催時期は、平成17年7月22日金曜日でございます。午後1時30分から、開催場所は東村中央公民館を予定しております。

以上です。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま事務局から次回の日程についてご報告がございました。皆様から何かありましたら、お願いいたします。

（発言する声なし）

議長（成井英夫会長） 意見がないようですから、次回の第17回協議会については7月22日金曜日、午後1時30分から東村さんにおいて開催することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご異議ないようですので、ただいま報告したとおりとさせていただきます。次に、その他に移らせていただきます。

皆様からご意見、ご要望等がございましたら、お願いをいたします。

（発言する声なし）

議長（成井英夫会長） ないようでありますので、本日の議事を終了させていただきます。ご協力をいただきまして、ありがとうございました。議長の任を解かせていただきます。

事務局総務班長（秦 啓太） 会長、ありがとうございました。

委員の皆様方には、本日もお忙しい中ご協議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、第16回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会を閉会いたします。

皆様、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後 4時30分 閉会

上記会議の経過は、事務局が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名いたします。

平成17年7月22日

署	名	委	員	大河原 薫
署	名	委	員	緑川 正年
署	名	委	員	橋本 良示
署	名	委	員	我妻 茂昭